春日井市生活支援ハウス運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能 を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れ るよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図るため、生活支援ハウスにお いて実施する生活支援ハウス運営事業(以下「事業」という。)の実施につい て必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生活支援ハウス」とは、居住部門を介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等若しくは通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設し、又は当該事業所等の隣地に整備した小規模多機能施設であって、平成12年9月27日付け老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知別紙「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱」に規定する利用定員、職員の配置等、設備及び構造に関する基準を満たすものとする。

(事業の委託)

第3条 市長は、事業の一部を、指定通所介護事業所等を経営する者であって、 適切な事業運営が確保できると認められるものに委託するものとする。

(利用対象者)

- 第4条 事業の対象者は、市内に住所を有するおおむね60歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高齢等のため独立して生活することに不安のあるものとする。
 - (1) ひとり暮らしの者
 - (2) 夫婦のみの世帯に属する者
 - (3) 家族による援助を受けることが困難な者

(事業内容)

- 第5条 事業の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 前条の対象者に対し、必要に応じ住居の提供を行うこと。
 - (2) 利用者に対し、各種相談、助言及び緊急時の対応を行うこと。
 - (3) 利用者がその心身の虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護その他の介護 サービス又は保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手 続きの援助等を行うこと。
 - (4) 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供等を行うこと。

(利用の手続)

- 第6条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、生活支援ハウス利用申請書(第1号様式)に、承諾書(第2号様式)及び収入申告書(第3号様式)を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書に加え、必要に応じて医師の健康診断書の提出を求めることがある。

(利用の決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請者の生活実態等を調査した上で利用の可否を決定し、生活支援ハウス利用決定通知書(第4号様式)又は生活支援ハウス利用却下通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による決定に当たっては、必要に応じて地域ケア会議 (春日井市地域ケア会議要綱(平成12年4月1日施行)に規定する地域ケア 会議をいう。)に対し、意見を求めるものとする。

(利用者の費用負担等)

- 第8条 利用者は、春日井市手数料条例(平成12年春日井市条例第5号)及び生活支援ハウスの居住部門の利用に係る手数料の細目料金(平成14年春日井市告示第96号)に定める手数料を負担しなければならない。
- 2 前項の手数料は、毎年7月に改定するものとし、利用者は、毎年6月末日までに第6条第1項に規定する収入申告書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による収入申告書の提出があったときは、速やかに手数料の額を決定し、生活支援ハウス手数料改定通知書(第6号様式)により利用者に通知するものとする。
- 4 利用者は、事業の利用に係る光熱水費の実費相当分を負担し、第3条の規 定に基づき事業の一部の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に、利用 者が直接支払うものとする。

(災害等による手数料の額の変更)

- 第9条 市長は、災害その他やむを得ない理由により利用者の負担能力に変動が生じたときは、その変動の程度に応じて、手数料を変更することがある。この場合において、利用者は、生活支援ハウス手数料変更申請書(第7号様式)により市長に申請しなければならない。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により手数料を変更した場合に準用する。 (届出)
- 第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 第4条に定める対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 事業の利用を辞退するとき。
- (4) 住所又は氏名を変更したとき。

(利用の解除)

- 第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取り消すことがある。
 - (1) 前条第1号から第3号までの規定に該当するとき。
 - (2) 利用者が入院等(一時的なものを除く。)により入居の継続ができなくなったとき。
 - (3) 職員又は他の利用者に対する著しい非行があったとき。
 - (4) 虚偽の申込その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。
 - (5) その他市長が利用を不適切と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用を解除したときは、生活支援ハウス利用解 除通知書(第8号様式)により利用者に通知するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、常に社会福祉事務所、受託者が経営する指定通所介護事業 所等と綿密な連携を図り、円滑な事業の実施に努めるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年7月22日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日より施行する。
- 2 この要綱施行の際、改正前の春日井市生活支援ハウス運営事業実施要綱に 基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、 そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

印

生活支援ハウス利用申請書

(宛先) 春日井市長

住所 申請者

氏名

電話番号

生活支援ハウスを利用したいので、次のとおり申請します。

	住所	電話										
利用	フリカ゛ナ 氏名					生年月	日			年	月 (日)歳
者	要介護状 態区分等					有効期	間			年 年	月 月	日から 日まで
	身体障害 者手帳	有・無	程度	種級		障害	名					
同	氏	名		生年月日		年齢		者と 続柄		黄	動務先	
居者									Tel			
の 状									Tel			
況									Tel			
	氏	名		生年月日		年齢		月者と 続柄			住所	
近親									Tel			
者の									Tel			
状況								,	Tel			
									Tel			

7	足	が	心	亜	72	理	由
/ 🔪	/广	/.) ~	י עי	72	14	ν	ш

1		

承 諾 書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住所

申請者

氏名

生活支援ハウスの利用を申請するに当たり、次の事項について承諾します。

1 日常生活に関する事項

- (1) 生活支援ハウスの設置主体が定める管理規定を遵守するとともに、職員の指示に従うこと。
- (2) 他の利用者との良好な共同生活を維持すること。

2 相談・助言に関する事項

- (1) 職員の訪問を受けること。
- (2) 職員から、生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応、関係機関等との連絡、その他日常生活上必要な援助を受けるに当たっては、直接身の回りの世話に属さない過度の依頼を慎むこと。
- (3) 職員の故意又は重大な過失以外の事故について、異議を申し立てないこと。

3 緊急時対応に関する事項

- (1) 緊急時により訪問した職員及び消防署員等(以下「救助関係者」という。) が必要な範囲において居室に立ち入ること。
- (2) 救助関係者が安否確認又は救助のために行ったやむを得ない行為により受けた損害については、春日井市及び救助関係者は、その責を負わないこと。

4 個人情報に関する事項

生活支援ハウスの利用申請及び利用によって得られた個人情報を市、救助関係者及び医療機関等が共有すること。

収入申告書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住所

申請者

氏名 印

私の 年中の収入について、次のとおり申告します。

1/A	私の 年中の収入について、次のとおり申告します。								
	種類	金額(年額)							
	恩給・年金等収入 (年金)	円							
収入	財産収入								
A	利子・配当収入 その他の収入								
	計	円							
	租税	円							
必要	社会保険料								
必要経費	医療費								
В	その他の経費								
	計	円							
	対象収入 (差引額 (A-B))	円							

		生活支援ハウス利用決定通知書 第 年	月	号日
	様			
		春日井市長		印
	•	日付けで申請のあった生活支援ハウスの系 しましたので、春日井市生活支援ハウス運営事業 より通知します。		
T.II	住所			
利用	氏名			
者	生年月日			
利用	名称又は氏名			
施設	所在地又は住所			
7	利用開始年月日	年 月 日		
利月	用開始月の手数料	円		
手数料月額		円		
	備考			

			第年	月	号日
	様				
		春日井市長			印
	、、次の理由により#	日付けで申請のあった生活支援ハウスの 即下しましたので、春日井市生活支援ハウス 定により通知します。			
ملحا	住所				
対象	氏名				
者	生年月日				
	却下理由				

		生活支援ハウス手数料改定通知書 第 年	月	号 日
	様			
		春日井市長		印
		主部門の利用に係る手数料を改定しましたので、 業実施要綱第8条第3項の規定により通知しま		日井市
	住所			
利用	氏名			
者	生年月日			
利用	名称又は氏名			
施設	所在地又は住所			
手	数料改定年月日	年 月 日		
改定後の手数料月額		円		
	備考			

		生活支援ハウス手数料変更申請書	
		年 月 日	
(· 宛先)春日井市長	:	
		住所 申請者 氏名 印	
	のとおり生活支援ます。	受ハウスの居住部門の利用に係る手数料の変更について、	申
ī.	住所		
利用	氏名		
者	生年月日		
利用	名称又は氏名		
施設	所在地又は住所		
現	在の手数料月額		
	変更理由		

		生活支援ハウス利用解除通知書		
		第 年	月	号日
	様			
		春日井市長		印
		用を次のとおり解除しますので、春日井市生活 11条第2項の規定により通知します。	支援	ハウ
-⊄ul	住所			
利 用 者	氏名			
1	生年月日			
利 用	名称又は氏名			
施設	所在地又は住所			
7	利用解除年月日	年 月 日		
	利用解除理由			
利力	用解除月の手数料	円		